

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の一部改正  
について

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の一部を次のように改正する。

2008年（平成20年）3月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成20年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、減免規定及び、還付特例の一部変更に伴い、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則を変更する必要がある。

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成20年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 平岡法子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の一部を改正する  
規則

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則（平成9年藤沢市教育  
委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第4条第1項中「第3条」を「第5条」に、「委員会」を「教育委員会」に改め、  
同条第2項中「第3条」を「第5条」に改め、同項第1号中「市が」の前に「教育  
委員会又は」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合  
第4条第3項中「第3条」を「第5条」に、「委員会」を「教育委員会」に改め、  
同条第4項中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第5条第1項中「第4条」を「第6条」に改め、同項第1号及び第2号を次のよ  
うに改める。

(1) 教育委員会が、天候の不良又は照明設備の不具合等により使用できないと  
判断した場合 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場  
合 その都度教育委員会が定める額

第5条第2項中「第4条」を「第6条」に、「委員会」を「教育委員会」に改め、  
同条第3項中「委員会」を「教育委員会」に改める。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

藤沢市学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用することができるもの)</p> <p>第2条 照明設備を使用することができるものは、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則(平成9年藤沢市教育委員会規則第9号)第5条第2項の規定により施設等使用団体登録証(以下「登録証」という。)の交付を受けた団体(以下「団体」という。)で、藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号)第10条第2項の規定により照明設備を使用して開放施設を使用することについて藤沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けたものとする。</p> <p>(使用の申請手続等)</p> <p>第3条 照明設備を使用しようとする団体の代表者は、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用許可申請書に前条の許可を受けたことを証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(使用料の減免手続等)</p> <p>第4条 条例第5条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ この市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体(次項第3号において「公共的体育関係団体」という。)が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第5条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) この市の区域内に存する小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校が使用する場合</p> <p>(3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合</p>	<p>(使用することができるもの)</p> <p>第2条 照明設備を使用することができるものは、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則(平成9年藤沢市教育委員会規則第9号)第5条第2項の規定により施設等使用団体登録証(以下「登録証」という。)の交付を受けた団体(以下「団体」という。)で、藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号)第10条第2項の規定により照明設備を使用して開放施設を使用することについて藤沢市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けたものとする。</p> <p>第3条 照明設備を使用しようとする団体の代表者は、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用許可申請書に前条の許可を受けたことを証する書類を添えて委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(使用料の減免手続等)</p> <p>第4条 条例第3条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ この市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体(次項第3号において「公共的体育関係団体」という。)が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度委員会が定める割合</p> <p>2 条例第3条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 市が使用する場合</p> <p>(2) この市の区域内に存する小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校が使用する場合</p> <p>(3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合</p>

藤沢市学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合</u></p> <p>3 条例第5条の規定による使用料を減額又は免除を受けようとするものは、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料減免申請書に前条第2項に規定する通知書を添えて<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料減免等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(既納使用料の還付手続等)</p> <p>第5条 条例第6条ただし書の規定により還付する既納使用料の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>教育委員会が、天候の不良又は照明設備の不具合等により使用できないと判断した場合 全額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合、その都度教育委員会が定める額</u></p> <p>2 条例第6条ただし書の規定により既納使用料の還付を受けようとする者は、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備既納使用料還付申請書に使用料を納付した事実を証する書類を添えて<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備既納使用料還付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>3 条例第3条の規定による使用料を減額又は免除を受けようとするものは、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料減免申請書に前条第2項に規定する通知書を添えて委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料減免等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(既納使用料の還付手続等)</p> <p>第5条 条例第4条ただし書の規定により還付する既納使用料の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第4条第1号に該当する場合 全額</p> <p>(2) 条例第4条第2号に該当する場合 その都度委員会が定める額</p> <p>2 条例第4条ただし書の規定により既納使用料の還付を受けようとする者は、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備既納使用料還付申請書に使用料を納付した事実を証する書類を添えて委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備既納使用料還付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>